

別表 1 (設備及び体制の基準)

	設 備 及 び 体 制	
	共 通	特 に 必 要 と さ れ る も の
眼科に関する医療を担当する医療機関	<p>指定自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断、治療を行うのに十分な医療スタッフ体制及び医療機器設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。</p> <p>また、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリング等の実施が行える体制が整備されていること。</p>	
耳鼻咽喉科に関する医療を担当する医療機関		
口腔に関する医療を担当する医療機関		
整形外科に関する医療を担当する医療機関		
形成外科に関する医療を担当する医療機関		
中枢神経に関する医療を担当する医療機関		
脳神経外科に関する医療を担当する医療機関		
心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関		心血管連続撮影装置及び心臓カテーテル室を有していること。
心臓移植に関する医療を担当する医療機関		<p>移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。</p> <p>なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。</p>
腎臓に関する医療を担当する医療機関		血液浄化装置（機器）及び専用のスペースを有していること。
腎移植に関する医療を担当する医療機関	腎移植に必要な関連機器及び血液浄化装置（機器）を備えていること。	
小腸に関する医療を担当する医療機関		
肝臓移植に関する医療を担当する医療機関	<p>移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。</p> <p>なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。</p>	
免疫に関する医療を担当する医療機関	各診療科医師の連携により、総合的なH I V感染に関する診療の実施ができる設備及び体制であること。	
歯科矯正に関する医療を担当する医療機関	頭部X線規格写真撮影装置を有していること。	

<p style="text-align: center;">薬 局</p>	<p>複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であること。 十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。 通路、待合室など、身体障害者に配慮した設備構造が確保されていること。 なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理薬剤師が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理薬剤師としての経験を有している実績があること。</p>
<p style="text-align: center;">訪 問 看 護 事 業 者 等</p>	<p>原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、適切な訪問看護等が行える事業所で、そのために必要な職員を配置していること。</p>